

春日部市建築物耐震改修促進計画(三期計画)【概要版】

計画改定の背景

平成7年阪神・淡路大震災では、昭和56年5月31日以前に建築されたいわゆる「旧耐震基準」の建物に多くの被害が発生しました。

今後、本市において最も大きな被害をもたらすと考えられている茨城県南部地震が起こる可能性が高いことが危惧されております。

計画改定の目的

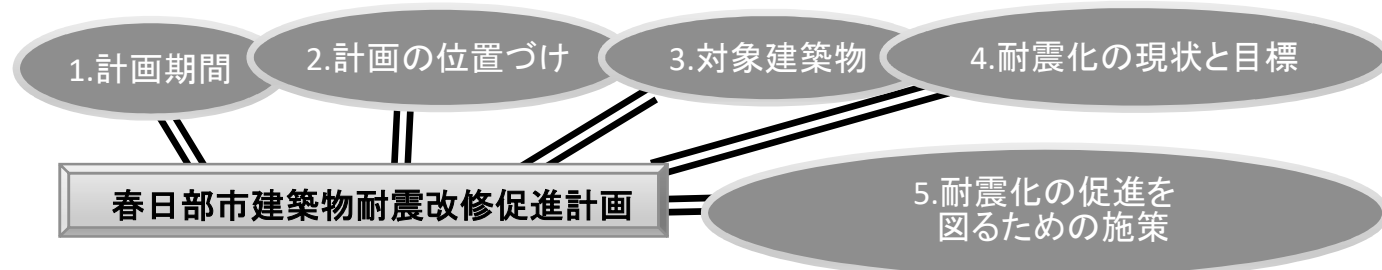
- 本市では地震被害を軽減し、市民の生命と財産を保護することを目的として、春日部市建築物耐震改修促進計画を策定し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を総合的に推進しています。
- 現行の二期計画が令和2年度で終了するのに伴い、現状を踏まえ、国や埼玉県と連携して「耐震化」を促進していくために計画の改定を行うものです。

【一期計画】

- 平成21年3月策定
- 計画期間：平成21年度～平成27年度
- ※補助制度拡充のため、平成28年12月まで、計画期間を延長
(拡充内容：戸建て空き家、防火上特に重要な建築物(地区集会所)の追加)

【二期計画】

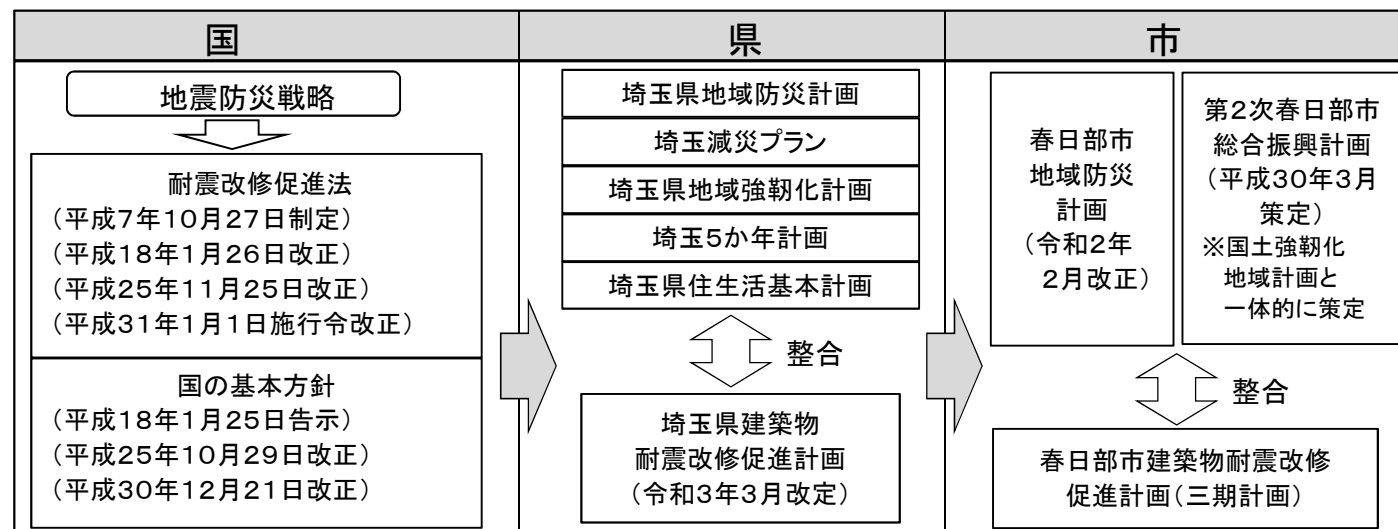
- 平成29年1月改定
- 計画期間：平成29年1月～令和2年度



1. 計画期間

- 令和3年度から令和7年度までの5年間
- 計画期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、定期的に耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 計画の位置づけ



3. 対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築された建築物

- 住宅
 - ・居住世帯のある住宅(共同住宅等を含む)
- 特定既存耐震不適格建築物
 - 多数の者が利用する建築物
 - ・学校
 - ・病院、診療所
 - ・劇場、集会場等
 - ・店舗
 - ・ホテル、旅館等
 - ・賃貸共同住宅等
 - ・社会福祉施設等
 - ・消防庁舎
 - ・その他一般庁舎
 - ・その他
 - ※一定規模以上の建築物
 - 耐震診断義務化建築物
 - 要緊急安全確認大規模建築物
 - ・多数の者が利用する建築物のうち、規模の大きい建築物
 - ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
 - 要安全確認計画記載建築物
 - ・義務付け路線(耐震診断を義務付ける路線)を閉塞するおそれのある建築物
 - ・指定路線
 - 倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物
 - ・救命活動、物資輸送上、重要な緊急輸送道路の機能確保のため、道路を閉塞するおそれのある建築物
 - 指定路線
 - 国道16号
 - 国道4号
 - 国道4号バイパス

【公表の状況】

- 学校 26棟/改修済
- 自動車車庫 1棟/改修未
- 庁舎 1棟/改修未
- ※ホームページによる公表

【公表の予定】

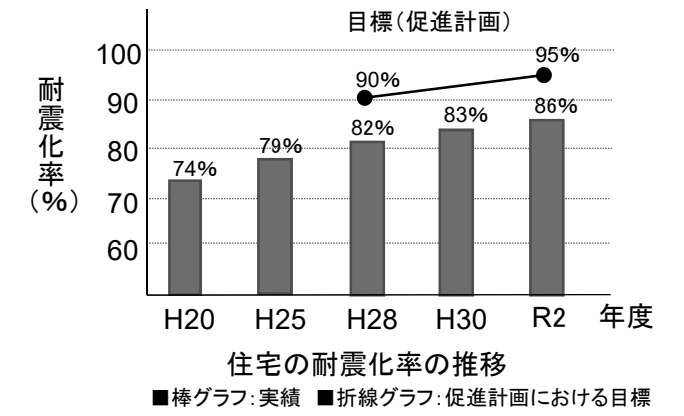
- 国道16号 1棟/改修済
- 国道4号バイパス 対象建築物なし

【状況】

- 国道16号 1棟/改修済
- 国道4号 1棟/解体済
- 国道4号バイパス 5棟/診断未・改修未
- 国道4号バイパス 対象建築物なし

4. 耐震化の現状と目標

- 住宅の耐震化の推移
 - 県と市町村の役割分担のもと、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってきました。



■耐震化率の現状および目標

	平成28年度		令和2年度	令和2年度	改定による令和7年度目標※2
	状況	計画当初の令和2年度目標			
住宅※1	82%	95%	86%	95%	
多数の者が利用する建築物	市	100%	99%	100%	
	民間	94%	96%	おおむね解消※3	

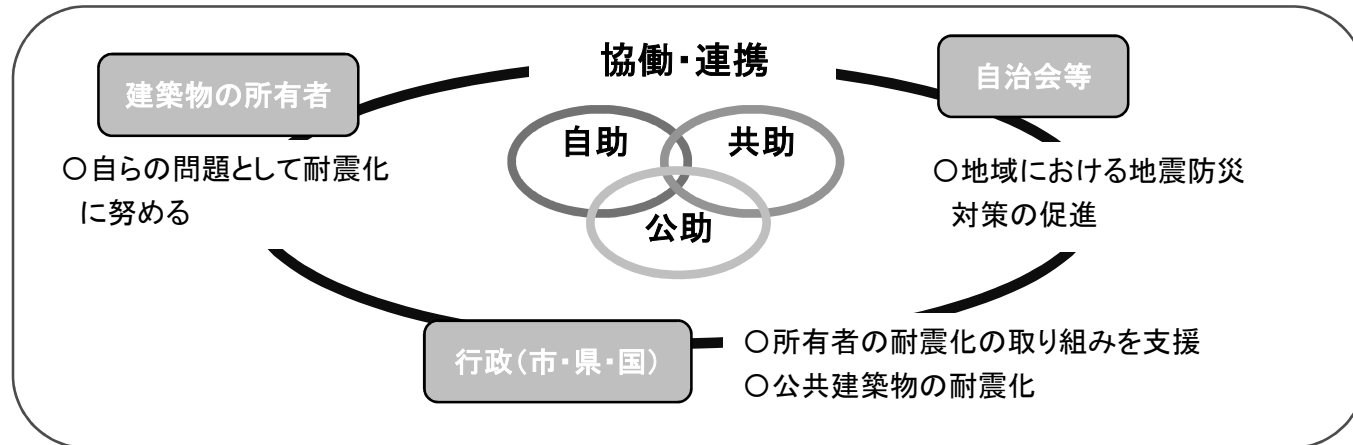
※1 住宅・土地統計調査(総務省資料)を基に市で推計【最新調査年月日：平成30年10月1日(5年ごと)】
 ※2 耐震化率の目標設定は「国の基本方針(告示)」に基づいた数値(埼玉県内同一)
 ※3 おおむね解消とは、95%から100%の間で、可能な限り100%に近づけるよう努めるもの

裏面あり

5.耐震化の促進を図るための施策

■耐震化の促進に向けた取組方針

対象建築物の耐震化の促進のためには、まず、その所有者等が、地震対策を自らの問題として意識して取組むことが不可欠です。このことから、所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減は大変重要となります。そこで、市は、耐震化目標を達成し、地震発生時の被害を軽減するために、建築物の耐震診断及び耐震改修を支援する施策に取り組みます。



■主な施策

□財政支援

- ・耐震診断費・耐震改修費に対する補助制度を引き続き実施
- ・耐震化の進め方や耐震関連補助制度の情報提供を充実

□普及啓発等

- 1)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・納税通知書等に補助の案内を同封し、耐震化に向けた継続的な働きかけを実施
- 2)耐震診断実施者に対する耐震化の促進
 - ・耐震診断実施後の所有者のフォローアップを行い耐震改修を促進
- 3)市民への周知普及
 - ・協賛団体と連携し、無料耐震相談会の実施
(開催回数や場所・時間等を工夫し、相談者の増加を図る)
 - ・自主防災訓練等に参加し、無料相談会やパネル展示を実施
(防災意識の向上を図る)
 - ・広報かすかべ、ホームページ等による広報を実施
- 4)戸建て空家の所有者に対する耐震化促進
 - ・空き家リノベーションまちづくり事業との連携強化

【これまでの取組】

- 無料耐震相談会：年3回開催、平成18年から延べ230件
- 豊野地区(豊野・幸松・藤塚)の自主防災訓練へ協賛団体と参加し、無料建物相談、パネル展示
- ふじ祭りに参加し、耐震促進パンフレットの配布

耐震化の促進

6.補助制度の概要

■補助対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手し、建築された建築物

	項目	補助率	限度額	備考
耐震診断	住宅（一戸建て住宅、長屋、店舗等を兼ねるもの）	2/3	5万円	個人が所有し、かつ、該当個人が居住しているもの
	高齢者上乘せ分	—	5万円	
	マンション	2/3	100万円	全戸数の半数以上に区分所有者が居住しており、区分所有者又は区分所有者の団体の集会において耐震診断の実施の決議がなされているもの 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの
	緊急輸送道路閉塞建築物	2/3	300万円	県計画において位置付けられている第一次特定緊急輸送道路に、その敷地が接する木造以外の建築物で、3階以上のもの
	地区集会施設等	2/3	5万円	自治会等が管理していて、非常用物資の備蓄機能を兼ね備え、災害時の一時避難等の対応が可能である集会所等
	戸建て空家	2/3	5万円	居住されないことが常態である住宅(長屋を除く)
耐震改修	住宅（一戸建て住宅、長屋、店舗等を兼ねるもの）	23%	40万円	個人が所有し、かつ、当該個人が居住しているもの
	高齢者上乘せ分	—	20万円	
	マンション	23%	200万円	全戸数の半数以上に区分所有者が居住しており、区分所有者又は区分所有者の団体の集会において耐震改修工事の実施の決議がなされているもの
	地区集会施設等	23%	40万円	自治会等が管理していて、非常用物資の備蓄機能を兼ね備え、災害時の一時避難等の対応が可能である集会所等
	戸建て空家	23%	40万円	耐震改修申請者個人が所有し、今後居住される見込みのあるもの

お問い合わせ先

春日部市 都市整備部 建築課

TEL:048-736-1111(内線3617・3618)

E-mail:kenchiku@city.kasukabe.lg.jp

URL:http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/shisaku/kakushu/taishinsokushin.html